

令和4年度 今帰仁村就学援助制度について（再お知らせ）

今帰仁村教育委員会

経済的理由により給食費や修学旅行費などのお支払いにお困りの保護者に対し、費用の一部を援助する制度です。

1. 申請期間（追加申請）

令和4年9月1日（木）～随時→教育委員会へ提出。

2. 援助を受けることができる方

- ① 現在、生活保護を受給されている方。
- ② 生活保護を停止又は廃止された方。
- ③ 市町村民税が非課税世帯の方。
- ④ 生活保護を受けている家庭に準ずる程度に、生活が困窮していると認められる方。

3. 申請の方法

下記書類を準備のうえ、保護者が直接教育委員会へ提出して下さい。

① 就学援助受給申請書

教育委員会学校教育課または、各学校事務室にて受け取り。

② 令和4年1月2日以前、今帰仁村に住所が無い方は、前住所地より所得課税証明書をとり寄せ、申請書と一緒に提出。

4. 提出期間

令和4年9月1日（木）～令和5年3月31日（金）まで受付

*申請した月から該当のため、下記額の月割り額が支給されます。

*課税・非課税が分からない場合も提出頂ければこちらで確認します。
(課税の場合は、却下通知をお送りします。)

*未申告の場合は認定が出来ません。必ず申告して申請すること。

*新入学児童生徒学用品費は、4月認定の方のみ支給されます。

*修学旅行費は修学旅行前の認定の方のみ支給。また、未実施の場合は支給されません。

※援助費の額は下記の通りです。

支給対象となる費目	小学校（年額）	中学校（年額）
学用品費	13,270円	23,870円
新入学児童生徒学用品費	19,900円	45,000円
学校給食費	38,500円	46,200円
修学旅行費	5,000円	50,000円
医療費	治療に要した費用（個人負担額）	

問い合わせ先 今帰仁村教育委員会 学校教育課（就学援助担当） TEL56-2645